

建築工事における共同企業体の発注基準の改正について

1 改正の内容

建築A案件にBランク企業が共同企業体として参加できるようにします。

予 定 金 額	現 行		改 正 後
3 億円以上 5 億円未満	A 単体、A+A	➔	A 単体、A+A、A+B
5 億円以上 10 億円未満	A+A		A+A、A+A+B、A+B+B
10 億円以上 25 億円未満	A+A+A		変更なし
25 億円以上	A+A+A+A		変更なし

※ただし、Bランク企業は、共同企業体の代表者となることはできません。

2 適用日

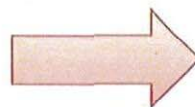
平成26年8月1日以降の公告案件より

総合評価方式の見直しについて（平成26年8月1日施行）

見直しの内容

1. 一般土木・建築工事(1～3億円)において原則I型での試行運用開始

区分	予定価格と型式・設問数の基本的な関係		
	WTO適用	3億円以上	1～3億円
一般的な工事	WTO型 提案4問	I型 提案1～3問	II型
技術的工夫の 余地が大きい工事		I型 提案2～4問	I型 提案1～2問

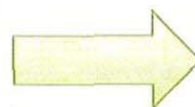


区分	予定価格と型式・設問数の基本的な関係		
	WTO適用	3億円以上	1～3億円
一般的な工事	WTO型 提案4問	I型 提案1～3問	I型 提案1～2問(※)
技術的工夫の 余地が大きい工事		I型 提案2～4問	I型 提案2～3問

(※)技術的工夫の余地が小さい工事については、II型を適用する。

2. 工事成績の評価期間及び評価方法を変更

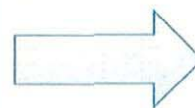
- 評価期間
前年度までの10年間及び当該年度は4月30日まで
- 評価方法
異なる業種での工事成績も対象



- 評価期間
前年度までの10年間及び当該年度は入札公告日の前日までに変更し、直近の工事成績を反映
- 評価方法
対象業種での工事成績

3. 工事成績優良業者の評価方法を変更

- 評価方法
 - ・ 優良業者の表彰取消しが無い限り、2年以内の表彰を評価対象
 - ・ 異なる業種での表彰実績も対象



- 評価方法
 - ・ 表彰日以降から入札公告日の前日までの間に競争入札参加停止の措置を受けた場合は、評価対象としない
 - ・ 対象業種での表彰実績